

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

納税証明書の交付手数料の額を改定するため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 納税証明書の交付手数料の額を改定することとします。（第11条関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第10条 省略 (納税証明書の交付手数料)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに<u>480円</u>とする。 ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 (納税証明書の交付手数料)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに<u>500円</u>とする。 ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>第12条以下 省略</p>